

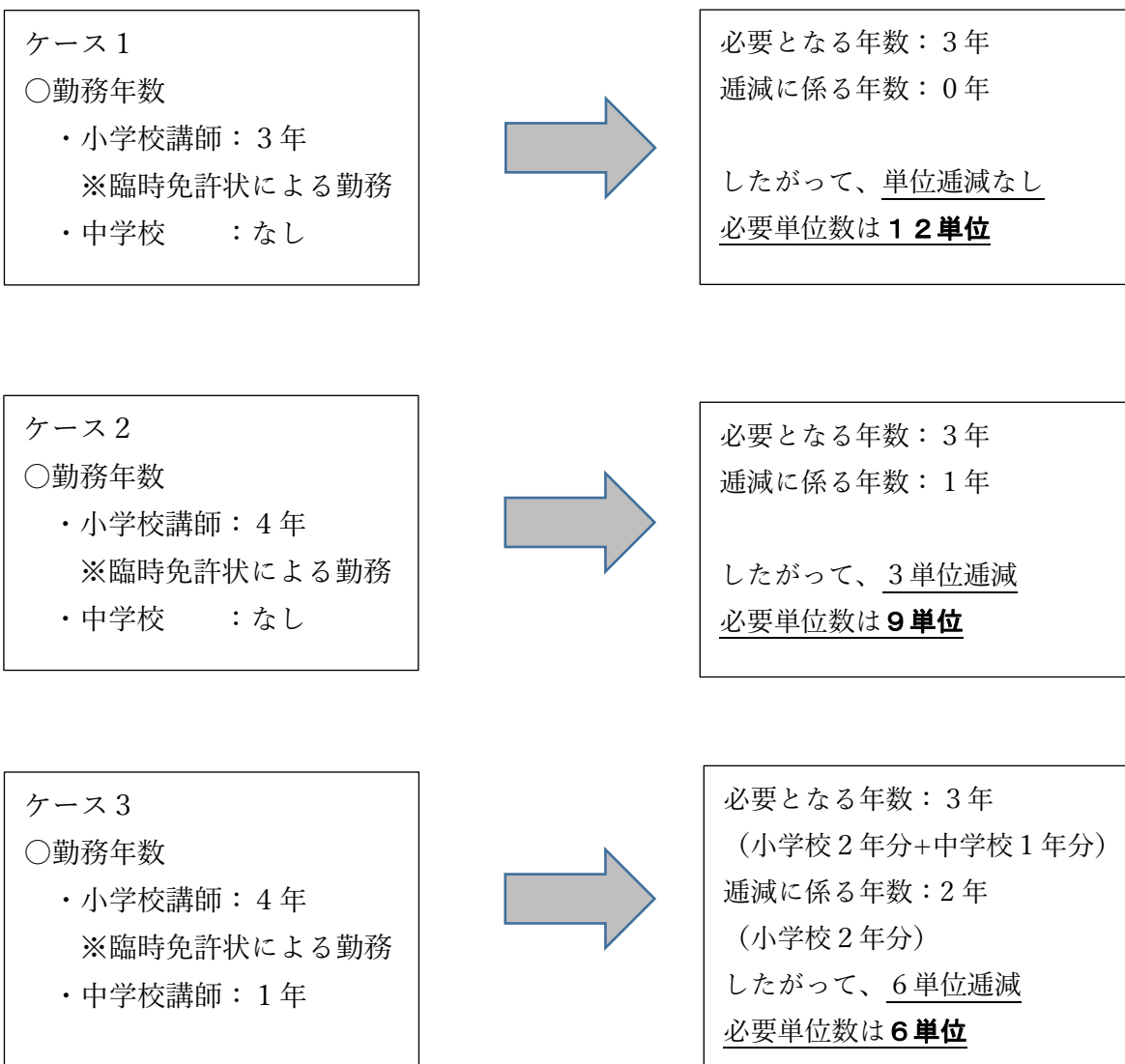
【小二種参考】小学校教諭二種免許状の取得について (免許法別表第8及び免許法施行規則第18条の2による)

- ・免許法別表第8による小学校教諭二種免許状の申請に当たっては、幼稚園又は中学校教諭の普通免許状を有し、その校種において教育職員として3年以上良好な成績で勤務している必要がある。(特支該当学部や幼保連携型認定こども園等含む。また、臨時免許状等による小学校(部)における勤務年数も算入可。なお、各学校種の講師(常勤)又は教諭としての年数であって、非常勤、養護教員及び栄養教員の年数は算入できない。)
- ・幼稚園教諭免許状を基礎免許状とする場合は計13単位、中学校の場合は計12単位の修得が必要。ただし、上記年数に算入した期間のほかに、小学校(部)における勤務年数がある場合、修得必要単位数が勤務1年につき3単位(最大2年分6単位) ^{ていげん} 逡減される。

基礎免許状(有することを必要とする普通免許状)	幼稚園教諭			中学校教諭		
基礎免許状の校種又は小学校(部)における教育職員としての勤務年数	<u>3年</u>					
上段に算入した期間の <u>ほか</u> 、小学校(部)での勤務年数	なし	1年	2年	なし	1年	2年
修得必要単位数 計 (下記それぞれの科目欄について、右列の単位数以上となるように単位を修得しなければならない。)	逡減なし	逡減あり		逡減なし	逡減あり	
	13単位	<u>10</u>	<u>7</u>	12単位	<u>9</u>	<u>6</u>
○各教科の指導法に関する科目 ・国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち <u>5教科以上かつそれぞれ2単位以上</u> の修得が必要。 ※小学校での勤務年数により単位の逡減がある場合は <u>5教科以上かつそれぞれ1単位以上</u> でよい。 ・幼稚園教諭は生活以外、中学校教諭は所有免許の教科以外の単位を修得しなければならない。 ※図画工作は中学校の美術及び技術に相当。生活は中学校教科のいずれにも相当しない。	10単位	7	5	10単位	7	5
○道徳の理論及び指導法	1単位			/		
○生徒指導の理論及び方法 ○教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ○進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 を全て含む科目	2単位		1	2単位		1

○「修得必要単位数の逡減」の解釈

基礎免許状が中学校教諭普通免許状であると仮定する。



●注意

当該勤務年数は、教育職員免許状申請に係る「実務に関する証明書（第6号様式）」により証明される「良好な成績で勤務した期間」を指すものであり、履修及び各単位修得時には免許状取得に必要な勤務年数に達していなくてもよい。免許法別表第8を根拠規定として免許状を取得しようとする場合は、「**検定**」申請によるため、事前に下記ページを参照すること。

青森県教育委員会ホームページ

「教育職員免許状の授与、**検定**、新教育領域の追加、特例による幼稚園教諭免許状の申請について」(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/menkyosinsei.html>)

○免許法別表第8による小学校教諭二種免許状取得のための単位修得例

●例1 単位逡減なし

基礎免許状：幼稚園教諭二種免許状

在職年数：幼稚園教諭 5年

科目区分	必要 単位数	修得例
各教科の 指導法	10	国語 2
		算数 2
		理科 2
		音楽 2
		社会 2
道徳	1	1
生徒指導等	2	2
合計	13	

●例2 単位逡減なし

基礎免許状：中学校教諭一種免許状

(教科：保健体育)

在職年数：小学校講師 3年(常勤)

※臨時免許状による勤務

科目区分	必要 単位数	修得例
各教科の 指導法	10	国語 2
		算数 2
		理科 2
		音楽 2
		社会 2
道徳	不要	-
生徒指導等	2	2
合計	12	

●例3 単位逡減あり(3単位分)

基礎免許状：幼稚園教諭二種免許状

在職年数：幼稚園教諭 3年

小学校講師 1年(常勤)

※臨時免許状による勤務

科目区分	必要 単位数	修得例
各教科の 指導法	7	国語 2
		算数 1
		理科 1
		音楽 2
		社会 1
道徳	1	1
生徒指導等	2	2
合計	10	

●例4 単位逡減あり(6単位分)

基礎免許状：中学校教諭一種免許状

(教科：保健体育)

在職年数：小学校講師 4年(常勤)

※臨時免許状による勤務

中学校講師 1年(常勤)

科目区分	必要 単位数	修得例
各教科の 指導法	5	国語 1
		算数 1
		理科 1
		音楽 1
		社会 1
道徳	不要	-
生徒指導等	1	1
合計	6	

青森県教育委員会免許法認定講習（小二種） 今後の開設予定

夏季冬季合わせて年間7講座 1講座ごと2日間16校時で1単位

免許法上の科目区分	開設年度		
	R5 (実施済)	R6	R7 (予定)
<u>○各教科の指導法に関する科目</u>	国語 A	国語 B	音楽 A
	社会 A	社会 B	音楽 B
	算数 A	算数 B	家庭 A
	理科 A	理科 B	家庭 B
	図工 A	図工 B	
		英語 A	英語 B
<u>○道徳の理論及び指導法</u>	A		A
<u>○生徒指導の理論及び指導法</u> <u>○教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</u> <u>○進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</u>	A	B	C
開設講座数 計	7	7	7

・ A,B,C はそれぞれ別の講義内容で、いずれも、該当科目区分を満たす1単位を修得できるような講座として開講する予定。

・ 令和7年度の開設予定科目について、「各教科の指導法に関する科目」の教科は変更となる場合がある。